

地域密着型サービス事業者

募 集 要 項

(小規模多機能型居宅介護施設)

令和6年10月

多賀城市保健福祉部介護・障害福祉課

目 次

1	はじめに.....	1
2	募集内容.....	1
3	応募要件.....	2
4	関係法令等の遵守.....	2
5	事業予定地等の要件.....	2
6	応募の手続等.....	3
7	応募書類について.....	4
8	募集及び選定スケジュール.....	5
9	応募に当たっての留意点.....	6
10	事業者選定に係る審査.....	6
別添資料 1	小規模多機能型居宅介護の事業と指定基準の概要.....	8
別添資料 2	小規模多機能型居宅介護事業者選定基準.....	11

1 はじめに

多賀城市（以下「市」という。）では、令和6年度から令和8年度までの3か年にわたる事業計画である高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画（以下「市の介護保険事業計画」という。）において、小規模多機能型居宅介護施設の整備を進めることとしております。

今回の募集は、市の介護保険事業計画に基づき、小規模多機能型居宅介護施設の整備について、指定候補事業者を募集するものです。

2 募集内容

(1) 募集施設の種別

次のサービスを提供する事業所であること。ただし、サテライト事業所は本募集要項の対象とはなりません。

小規模多機能型居宅介護

※介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第19項に規定するサービス

※介護予防小規模多機能型居宅介護と併せて指定を受け、一体的に運営することも可とします。

※「看護小規模多機能型居宅介護」は、本募集要項の対象となりません。

(2) 募集数

1施設（登録定員数29名以下）

(3) 募集する圏域

多賀城市内全域

(4) 施設の開設時期

令和8年3月1日までに開設

なお、各募集時期については「8 募集及び選定スケジュール」参照。

(5) 施設整備に係る補助金

ア 施設等の整備

区 分	補 助 単 価（※）	単 位
小規模多機能型 居宅介護施設	39,600千円以内の範囲で 宮城県知事が定める額	施設数

イ 開設準備経費

区 分	補 助 単 価（※）	単 位
小規模多機能型 居宅介護施設	989千円以内の範囲で 宮城県知事が定める額	宿泊定員数 (9名以下)

※ 補助金の額は変更になる場合があります。

3 応募要件

応募にあたっては、次の(1)から(6)までの全ての要件を満たすことが必要です。

なお、応募書類の受理後、要件を満たしていないことが判明した場合は、その後の選定審査の対象から除外します。

- (1) 法人であること。
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第4項各号及び第115条の12第2項各号のいずれにも該当しないこと。
- (3) 介護保険法及び関連する省令等に定められた指定基準やその他関係法令を満たしていること。

なお、小規模多機能型居宅介護施設に関する設備基準の概要については別添資料1「小規模多機能型居宅介護の事業と指定基準の概要」を参考にしてください。

- (4) 小規模多機能型居宅介護施設の施設種別に応じた法令、基準、指導指針等の要件を満たす計画であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）等による手続をしている法人でないこと。
- (6) 法人の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に掲げる暴力団員又は当該暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者でないこと。それらの者と密接な関係を有しないこと。

4 関係法令等の遵守

応募事業者は、事業を実施するに当たり、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、介護保険法、建築基準法（昭和25年法律第201号）、その他の関係法令等を遵守してください。

5 事業予定地等の要件

(1) 土地

ア 事業予定地を特定する必要があります。

応募書類を提出する際に、購入等により応募事業者が土地を確保しておく必要はありませんが、売買確約書又は賃貸借確約書等により、事業を実施する際に土地が確保されることを確認いたします。

イ 事業予定地が、次の土地利用の規制に係る事業計画については選定しません。

- (ア) 都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づき、市街化調整区域又は工業専用地域として指定された地域
- (イ) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）に基づき、急傾斜崩落危険区域として指定された地域

※ 地区計画区域においては、用途地域による建築制限のほかに地区計画による制限がかかり、介護保険施設の建設ができない場合があります。事前に都市産業部都市計画課に御確認ください。

(2) 建物

- ア 応募書類を提出する際に、購入等により応募事業者が建物を確保しておく必要はありませんが、売買確約書等により、事業を実施する際に建物が確保されることを確認いたします。
- イ 昭和56年5月31日以前に建築基準法による建築確認を受けて建築された建物の場合は、平成18年1月25日付け国土交通省告示第184号「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」又は、平成31年1月1日付け国住指第3107号「建築物の耐震診断及び耐震改修に関する技術上の指針に係る認定について（技術的助言）」に定める耐震診断及び耐震改修を受けていることが必要となります。

6 応募の手続等

(1) 応募書類の応募方法及び受付

応募書類は、郵送でのみ受付いたしますので、事業者選定に応募する事業者（以下「応募事業者」という。）は、次の手順に従って、応募書類を提出してください。

ア 応募期限

「8 募集及び選定スケジュール」参照（期限必着）

イ 提出方法

応募書類2部（正本、副本）と電子データ（CD-R、USB等メモリ）を郵送してください。（※Eメールによる電子データの送付希望は、要相談とします。）
また、書類発送後は、Eメールを送信してください。

- ・ Eメールには、法人名、御担当者名、応募書類の発送日を記載ください。
- ・ タイトルは、「小規模多機能型居宅介護施設応募」としてください。

※ 提出書類が整っていないときは、受理できませんので、提出前に「提出書類一覧表」等により、十分に御確認ください。

ウ 応募先

多賀城市保健福祉部介護・障害福祉課介護保険係
〒985-8531 多賀城市中央二丁目1番1号
E-mail:kaigo@city.tagajo.miyagi.jp
TEL:022-368-1497

エ 応募書類の受付

市介護・障害福祉課からの応募事業者宛の応募受付完了のEメールの送信をもって、受理といたします。

- ・ 受付完了のメールは、応募事業者からのEメールと応募書類が整っていることを確認した上での送信となります。
- ・ 送信から3営業日以内に応募受付完了のメールが届かない場合は、電話にてお問合せください。

※ 応募書類に不備がある場合で、市介護・障害福祉課が別途指定する期日までに応募書類が整わない場合は、不受理とし、審査対象としない場合があります。

オ 応募書類の取扱い

応募により提出された書類やCD-R等は、原則として返却いたしません。提出された書類は、必要に応じて市の附属機関である多賀城市介護保険運営協議会の審査に付することになります。

ただし、本応募内容等に関し、多賀城市情報公開条例（平成10年多賀城市条例第22号）に基づく開示請求があった場合は、同条例により取り扱うこととなります。

(2) 質問及び回答

募集要項等に対する質問等は、「募集要項等に対する質問（質問回答）書」を使用し提出してください。

ア 提出期間 「8 募集及び選定スケジュール」参照（期限必着）

イ 提出方法 E-mail又はFAX

ウ 送信先 多賀城市保健福祉部介護・障害福祉課介護保険係

E-mail:kaigo@city.tagajo.miyagi.jp

FAX:022-368-7394

エ 回 答

- ・ 質問書を提出された事業者の方へは、E-mail又はFAXにて、随時、回答します。
- ・ 「多賀城市公式ホームページ」において、事業者名を伏せて質問事項及びその回答内容を掲載します。
- ・ 「多賀城市公式ホームページ」において、質問事項及びその回答内容を掲載しますが、回答からホームページ掲載まで数日間の時間を要します。そのため、質問書を提出した事業者の方へ市が回答する時期と同じ時期に情報を得たい他の事業者の方は、あらかじめ御連絡ください。

※ 質問の内容は、簡潔に御記入ください。

※ 電話や口頭による質問の対応は行いません。

7 応募書類について

- (1) 応募書類は、「提出書類一覧」のとおりとします。
- (2) 応募書類は、「提出書類一覧」の順番にファイル（A4版）に左綴じで整理し、目次及びインデックスをつけてください。
- (3) 応募書類については、応募の際に正本1部を提出してください。応募事業者におかれましても、手元に当該提出書類一式の控えを保管してください。
- (4) 応募書類のうち、契約書などについては、原本は保管し、当該契約書などの写しを提出してください。

なお、その場合には、法人代表者による原本証明をお願いします。

【原本証明の例】

この写しは原本と相違ありません。
〇〇〇〇年〇月〇日
〇〇会社 〇〇〇〇
代表取締役 〇〇〇〇 印

- (5) 応募期間終了後は、応募事業者の都合による提案内容の変更は一切認めません。
なお、市が必要と判断した際には、書類の追加、補正を求めることがあります。

8 募集及び選定スケジュール

第1回目と第2回目の各日程で、募集及び事業者の選定を実施します。これは、第1回目の日程において、事業者選定に応募する事業者（以下「応募事業者」という。）からの応募がなかった場合、第2回目の日程において応募事業者の募集に移行します。

例えば、A事業者が第2回の日程で応募する予定で準備を進めていたとしても、B事業所が第1回の日程で応募し、開設事業者に選定された場合は、募集を終了することとなります。

そのため、応募を検討されている事業者の方は、応募書類の提出する1週間前までに、市介護・障害福祉課へ応募する意思があることを御連絡ください。

<第1回目>

内 容	期 間
応募事業者からの応募書類の提出期間	令和6年10月1日～ 令和6年11月5日
募集要項等に関する質問の受付期間（随時回答）	令和6年10月1日～ 令和6年10月22日
応募書類の審査（必要に応じてヒアリングの実施及び応募書類の補正・追加提出を求めることがあります。）	令和6年11月6日～ 令和6年11月下旬
選定事業者の決定	令和6年12月下旬（予定）

<第2回目>【※第1回目で募集がなかった場合に募集開始】

内 容	期 間
応募事業者からの応募書類の提出期間	令和6年11月6日～ 令和6年12月11日
募集要項等に関する質問の受付期間（随時回答）	令和6年11月6日～ 令和6年11月27日
応募書類の審査（必要に応じてヒアリングの実施及び応募書類の補正・追加提出を求めることがあります。）	令和6年12月12日～ 令和7年1月下旬
選定事業者の決定	令和7年2月下旬（予定）

- ※ 事業者説明会の開催は、予定しておりません。質問、相談などございましたら、保健福祉部介護・障害福祉課介護保険係まで、随時、御連絡ください。
- ※ 事業者指定の手続は、事業者選定後、事業開始の準備が整った時点で開始となります。

9 応募に当たっての留意点

(1) 費用の負担

設計委託費等、応募に関し必要な費用は、応募事業者の負担となります。

(2) 施設開設に伴う補助金

市の施設開設に伴う補助金は、宮城県に対して地域医療介護総合確保事業補助金の交付申請を行い、当該交付金を財源として補助を行います。そのため、宮城県から事業採択されなかった場合又は交付金が申請額を下回った場合等においても、別途、市から施設開設に伴う補助金の交付は一切ありませんので、あらかじめ御了承ください。

(3) 虚偽の記載をした場合

応募事業者から提出された書類に虚偽等の記載があることが判明した場合は、応募を無効とします。万が一、事業者を選定している場合にあっては、選定を取り消します。市は、取り消しに伴う損害賠償等の責は負いません。

(4) その他

事業者の選定後に、事情の変化等により重大な不備のあることが判明した場合や、工期の遅れ、許可無く事業計画の大幅な変更を行った場合等においては、選定を取り消すことがあります。市は、取り消しに伴う損害賠償等の責は負いません。

10 事業者選定に係る審査

応募事業者から提出された書類等に基づく提案内容に基づき、多賀城市介護保険運営協議会において事業者の選定を行います。

選定の結果により、全ての提案が市の介護保険事業計画の目的を達成できないと判断した場合は、事業者の選定を行わないことがあります。

(1) 審査

提出いただいた書類を審査させていただくほか、必要に応じてヒアリングや現地確認を行います。

(2) 選定

事業者の選定にあたっては、別添資料2「小規模多機能型居宅介護事業者選定基準」に基づく採点を行い、評価点数の高い整備計画から順に採択します。

(3) 選定結果の通知

選定結果につきましては、採択あるいは不採択にかかわらず、前述の「8 募集及び選定スケジュール」の日程をめぐりに各法人あて通知します。

なお、事業者として選定された場合であっても、事業所指定を確約したもので

はありません。（指定基準を満たさない場合は、指定を行いません。）

問 合 せ 先

多賀城市保健福祉部介護・障害福祉課介護保険係
〒985-8531

多賀城市中央二丁目 1 番 1 号（多賀城市役所 6 階）

TEL: 0 2 2 - 3 6 8 - 1 4 9 7（係直通）

FAX: 0 2 2 - 3 6 8 - 7 3 9 4

E-mail: kaigo@city.tagajo.miyagi.jp

URL : <http://www.city.tagajo.miyagi.jp/>

小規模多機能型居宅介護の事業と指定基準の概要

【事業の概要】

小規模 多機能型 居宅介護	小規模多機能型居宅介護とは、要介護者について、その居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにするものです。
【参考】 介護保険法上の定義 第8条第19項	小規模多機能型居宅介護とは、居宅要介護者について、その者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その者の選択に基づき、その者の居宅において、又は厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うことをいう。

○ 厚生労働省令で定める事項

→ 当該要介護者の健康上及び生活上の問題点及び解決すべき課題、提供するサービスの目標及びその達成時期並びにサービスを提供する上での留意事項

○ 厚生労働省令で定める日常生活上の世話

→ 入浴、排せつ、食事等の介護、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の特定施設に入居している要介護者に必要な日常生活上の世話

【小規模多機能型居宅介護の取扱方針】

基 本 取 扱 方 針	(1)	指定小規模多機能型居宅介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。
	(2)	指定小規模多機能型居宅介護事業者は、自らその提供する指定小規模多機能型居宅介護の質の評価を行い、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。
具 体 的 取 扱 方 針	(1)	指定小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、妥当適切に行うものとする。
	(2)	指定小規模多機能型居宅介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。

具 体 的 取 扱 方 針	(3)	指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。
	(4)	小規模多機能型居宅介護従業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
	(5)	指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。
	(6)	指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
	(7)	・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 ・身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ・介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。
	(8)	指定小規模多機能型居宅介護は、通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態が続くものであってはならない。
	(9)	指定小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供しなければならない。

【小規模多機能型居宅介護の社会生活上の便宜の提供等】

社会生活上の便宜の提供等	(1)	指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者の外出の機会の確保その他の利用者の意向を踏まえた社会生活の継続のための支援に努めなければならない。
	(2)	指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。
	(3)	指定小規模多機能型居宅介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

【指定基準の概要】

人員基準	代表者	内 容	法人の代表者 法人の規模等から、理事長等を代表者として扱うことに合理性を欠く場合、地域密着型サービス事業部門の責任者を代表者として差し支えない。		
		要 件	認知症高齢者の介護に従事した経験を有する者、又は、保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者 ただし、厚生労働大臣が定める研修を修了していること。		
人員基準	管理者	勤 務 形 態	常勤専従を原則 ただし、利用者の処遇に支障がない場合には、兼務が可能		
		要 件	3 年以上認知症高齢者の介護に従事した経験を有する者で、厚生労働大臣が定める研修を修了している者		
	計画作成担当者	配 置	1 以上		
		資 格	介護支援専門員		
		勤 務 形 態	非常勤でも可能 利用者の処遇に支障がない場合には、兼務が可能		
		要 件	厚生労働大臣が定める研修を修了している者		
	介 護 従 事 者	日 中	通 い	常勤換算で通いサービス利用者の数が 3 又はその端数を増すごとに 1. 0 以上	
			訪 問	常勤換算で 1. 0 以上	
		夜 間 及 び 深 夜	夜 勤（宿泊・訪問）	1 人以上	宿泊利用者がいない場合は、夜間及び深夜の時間帯における連絡体制が整っていれば、夜勤及び宿直の配置は不要
			宿 直	1 人以上	
		資 格	介護福祉士や訪問介護員の資格は必ずしも必要としない。 ただし、介護等に関する知識、経験を有するものであることが原則		
		そ の 他	1 人以上は常勤 1 人以上は看護師又は准看護師		
		設備基準等	消防法その他の法令等に規定された設備を確実に設置すること。		
居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備及び備品を備えること。					
利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域に立地する。					
居 間 ・ 食 堂	居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。 ただし、通いサービスの利用定員が 1 5 名を超える場合は、一人当たり 3 m ² 以上の面積を確保すること。				
宿 泊 室	定 員		宿泊室の定員は、原則「1 人」とする。		
	広 さ		宿泊室の床面積は「7. 4 3 平方メートル以上」であること。		

小規模多機能型居宅介護事業者選定基準

評価項目	具体的な視点	配分	配点
1 法人及び既存事業の状況について（配分30点）			
(1) 施設系又は居住系サービス等の運営実績の有無	・施設系または居住系サービスの運営実績を有する法人等 ・その他の介護保険事業実績を有する法人等 ・その他の法人等	20点 10点 0点	20点
(2) 法人の財務状況	・法人の財務状況に問題がないこと	10～0点	10点
2 整備計画内容について（配分55点）			
(1) 資金計画	・資金計画が妥当であるか	5点 0点	5点
(2) 職員の配置体制の充実	・職員数や常勤職員の比率等、職員の配置体制が充実しているか	5～0点	5点
(3) 施設の運営方針	・運営方針が具体的か、職員と共有し、意見を反映する仕組みが十分か	5～0点	5点
(4) 利用者に配慮された計画	・安全で快適な日常生活を営めるよう利用者に十分配慮されているか	5～0点	5点
(5) 利用者の重度化、看取りに対する取組みの有無	・看取り連携の実施 ・看護師の24時間体制での配置等	10～0点	10点
(6) 人材確保・定着支援に対する取組みの有無	職員研修の実施、昇給制度の導入、良好な職場環境の構築、介護機器の導入、子育て支援企業の認定、女性の活躍推進企業の認定、ワーク・ライフ・バランス推進企業の認定等	10～0点	10点
(7) 事業実施にあたって地域に開かれた運営を行うための具体的な取組みの有無	・認知症カフェ ・高齢者サロン ・高齢者相談窓口 ・地域向け介護教室等	10～0点	10点
(8) 他の介護施設、医療機関等との連携の確保	・地域における介護施設や病院等との連携体制が十分に確保されているか	5～0点	5点
3 計画予定地について（配分15点）			
(1) 洪水浸水想定区域に含まれるかの有無	・どの程度の浸水区域か	5～0点	5点
(2) 家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）に含まれるかの有無	・家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）に含まれるか	2点 0点	2点
(3) 土砂災害計画区域（がけ崩れ）等に含まれるかの有無	・土砂災害計画区域（がけ崩れ）又は土砂災害特別警戒区（がけ崩れ）に含まれるか	4～0点	4点
(4) 津波浸水想定区域に含まれるかの有無	・大津波到来時に、どの程度の浸水が想定される区域か	4～0点	4点
合 計			100点

配点に係る詳細説明

3 計画予定地について（配分15点）

計画予定地が、多賀城市防災ハザードマップ（洪水・土砂災害ハザードマップ・津波ハザードマップ、2023年3月発行）において、次の項目に該当する点数を配点（複数該当する場合は、最も配点の低い点数となります。）します。

ア 洪水浸水想定区域に含まれるか。

区分	浸水なし	0.5m未満	0.5m～3.0m	3.0m～
点数	5点	2点	1点	0点

イ 家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）に含まれるかの有無

区分	含まれず	含まれる
点数	2点	0点

ウ 土砂災害警戒区域（がけ崩れ）及び土砂災害特別警戒区（がけ崩れ）に含まれるかの有無

区分	含まれず	土砂災害警戒区域（がけ崩れ）	土砂災害特別警戒区（がけ崩れ）
点数	4点	1点	0点

エ 津波浸水想定区域に含まれるか。

区分	浸水なし	0.5m未満	0.5m～3.0m	3.0m～
点数	4点	2点	1点	0点

※以下の計画は採択されません。

「2 整備計画内容について」(1)「資金計画」が0点の場合

「2 整備計画内容について」(2)～(8)の合計点が19点未満の場合

※評価点が同点の場合は、「1 法人及び既存事業の状況について」の評価点が高い事業者を優先します。

問 合 せ 先

多賀城市保健福祉部介護・障害福祉課介護保険係
 〒985-8531
 多賀城市中央二丁目1番1号（多賀城市役所6階）
 TEL:022-368-1497（係直通）
 FAX:022-368-7394
 E-mail:kaigo@city.tagajo.miyagi.jp
[URL:http://www.city.tagajo.miyagi.jp/](http://www.city.tagajo.miyagi.jp/)